

補欠監査役 07.02

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 42

【要約】

監査役が欠けた場合などに備えて、補欠監査役を選任することがある。

会社法では、この補欠監査役等について、規定が設けられている。

そこで、補欠監査役の概略につき説明する。

1 . 補欠監査役

監査役が欠けた場合や会社法や定款で定められた監査役の人数を欠くようになるときに備えて、補欠の監査役を選任することが実務で行われている。この補欠の監査役を、一般に「補欠監査役」と呼んでいる。

会社法になる前の旧法下では、補欠監査役に関しては規定が存在しなかった。しかし、平成 15 年（2003 年）4 月に、補欠監査役の選任が可能であるとの解釈を法務省が示して以来、実務でも補欠監査役の選任が行われてきた^(注1)。

（注1）以下のレポート参照。

- ・「あらかじめ選任される補欠監査役」（堀内勇世、2003.5.21 作成）
- ・「補欠監査役制度の導入動向」（堀内勇世、2003.9.25 作成）

現在の会社法では、補欠監査役という言葉はないものの、補欠監査役の選任が可能であることが明らかとなっている（会社法 329 条、336 条）。

2 . 会社法における制度

（1）選任の可否

会社法 329 条 2 項は、「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。」とされている。

このときの「役員」とは、取締役、会計参与及び監査役のことである（会社法 329 条 1 項）。



したがって、会社法では、補欠監査役の選任が可能である。

(2) 選任機関

株主総会の決議により選任される(会社法 329 条)。その際の決議は、会社法 341 条により次のようになる。

定 足 数	原則、議決権を行使することができる株主の議決権の 過半数 を有する株主の出席。 しかしながら、定款で、上記の「過半数」とあるところを 3 分の 1 以上の割合を定めて 変更することができる 。つまり、 定足数を緩和する場合には、3 分の 1 まで しか引き下げることができない。
議 決	原則は出席した当該株主の議決権の 過半数 の賛成。 しかしながら、定款で、上記の「過半数」とあるところをそれよりも大きな割合を定めて 変更することができる 。例えば、「出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上 の賛成」(cf. 特別決議)とすることも可能である。

なお、旧法下では定款の規定が必要とされていたが、会社法では**定款の規定は不要**とされている。

なお、補欠監査役の選任の決議については、**会社法施行規則 96 条**が存在する。同条 2 項において、決議事項が以下のように定められている(注²)。

候補者が補欠である旨。特に社外監査役の補欠であるときにはその旨
必要に応じて、被補欠者の特定に関する事項(例えば、特定の監査役の補欠とすることや、全社外監査役の補欠とすることなど)。
必要に応じて、補欠監査役の優先順位(例えば、特定の監査役に複数の補欠者が存在する場合の優先順位)。
必要に応じて、補欠監査役の選任の取消しに関する事項(選任の取消しを行う方法をあらかじめ決議していればその決議で決まった方法で取消しをすることも可能とされている。なお、取消しに関する事項決議しておかなくとも、株主総会で選任の取消しなどを行うことなどは可能とされている。)

(注 2) 相澤哲(法務省大臣官房参事官)他「新会社法関係法務省令の解説(3) 株主総会以外の機関」(旬刊商事法務 No.1761 [2006.3.15] の 12~23 ページ。特に 12・13 ページ)参照。

(3) 選任決議の有効期間

選任決議の有効期間については、会社法施行規則 96 条 3 項に次のように規定されている(注³)。

- ・ **原則、決議後最初に開催する定時株主総会の開始のときまで。**
- ・ ただし、定款の定めによって、延長することも可能。
- ・ もっとも、定款の定めによって延長した場合も、株主総会の決議で短縮可能。

(注3)郡谷大輔(前法務省民事局付)監修「会社法関係法務省令 逐条実務詳解」(清文社、2006年)の175・176ページ参照。

3 . 報酬

補欠監査役に、報酬または手当て的なものを払うか否かについては、会社法では明確にされていない。

旧法下でも解釈は固まっていなかったようである。大きく「払わないほうがよいのではないか」、「小額なら払ってもよいのではないか」という2つの説に分かれていたようである(注4)。

(注4)この点については、社団法人日本監査役協会のホームページに掲載されている、家近正直(弁護士)監修「補欠監査役選任制度に関するQ&A集」(日本監査役協会事務局、2003年6月16日)のQ23・Q24参照。

なお執筆時の上記資料のURLは次のとおり。

http://www.kansa.or.jp/PDF/ns_030612.pdf

そのような中、実務がどのようにしているかは、補欠監査役に限らず補欠役員全体に関するものとなってしまうが、**社団法人日本監査役協会**が2006年11月22日に公表した、「**株主総会前後の役員等の構成などに関するアンケート集計結果 第7回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》**」^(注5)の23ページから伺い知ることができる。

(注5)(社)日本監査役協会が、2006年7月24日から8月14日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員を対象として行ったアンケート調査の結果である。

http://www.kansa.or.jp/PDF/enquet7_061122-1.pdf 参照。

そこには、直近の定時株主総会までに、補欠役員を選任したと答えた会社に対して、「補欠役員に報酬は支給していますか(支給する予定ですか)。」と質問した結果が掲載されている。そこで上場会社の部分だけ抜き出すと、次のとおりである。

	上場	
	回答数	%
1. 報酬は支給していない	231	58.5
2. 報酬は支払っていないが、代替的な手当てはある	60	15.2
3. 月額5万円未満を支給している	24	6.1
4. 月額5万円以上10万円未満を支給している	44	11.1
5. 月額10万円以上を支給している	13	3.3
回答社数	395	